平成２８年度　第１回大阪府環境審議会温暖化対策部会 議事概要

１．日　時　　平成２８年７月２３日（土）　午後３時～６時

２．場　所　　地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境科学センター　４階会議室

３．議　事

（１）建築物の環境配慮のあり方について

１）諮問概要について 　【参考資料２-１、２-２】

２）国の動き 　【資料１-１、参考資料２-３、２-９】

３）大阪府の動き 　【資料１-２、参考資料２-４、２-10】

４）大阪府域の状況 　【資料１-３、参考資料２-５、２-６、２-11】

５）他の地方自治体の動き 　【資料１-４、参考資料２-７、２-８】

６）建築物の環境配慮のあり方の論点整理（たたき台）　【資料１-５】

７）今後のスケジュールについて 【資料１-６】

（２）大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰について

【資料２】【参考資料３】

４．委員からの意見要旨

（１）建築物の環境配慮のあり方について

Ⅰ．非住宅の省エネ適合基準について

【委員】

○建築設備の寿命は、建築物の寿命に比べると短く、建築設備は15年程度で入れ替わるが、外皮は、入れ替えたりはせず、40年ぐらいは使う。いわゆるロックインといわれるが、新築・増改築時に外皮をしっかりやらないと、そのまま影響が何年も残る。

○外皮基準への適合を義務化すると、デザインの自由度はどうなのか。義務化への反対意見はないか。

○供給者側は、コストがかかるという意見もあるだろう。2,000㎡以上に対して、外皮基準の適合を義務化することは、いろいろ問題は出るけれども、結果として義務化してしまえば公平であり、全体的品質が上がってくるという理解もできる。

○10,000㎡以上の外皮基準適合義務について残すことに異論は無い。

○義務対象の床面積を拡大するときには、適用除外を設ける必要があると思う。

○義務化の対象を広げると、実際の事務的なキャパシティも論点にはなると思う。

○建築物省エネ法では、300㎡からは建築確認と連動はしないけれども届出は必要で、何らかの対応を求められるところにはなってくる。適合率が悪いところであり大阪府としてどうするか。2,000㎡のところの深堀りというか、その平米数を下げて届出書の適用範囲を広げる。あるいは、その届出書というところの中身をどうするかという点は、今具体的に提案はないが、検討すべき事項としてはあるのではないか。

○外皮基準適合義務の対象拡大についてご検討いただく。建築物配慮計画書の届出についても、その対象範囲の拡大をご検討いただく。

Ⅱ．住宅について

【委員】

○建築物省エネ法では、300㎡以上は届出の対象になるので、そこの対応をどうするか、非住宅と同様である。

○戸建てのほうは、ゼロエネルギーの方向に、かなり急速に移っていて、むしろ適合率が高いという感覚をもっているが、集合住宅は対策が必要。集合住宅は、造る人と住む人が違うため、対策が必要。税金で誘導するのは、いいアイデアだと思う。

○大阪市と同様、タワーマンションについて、省エネ基準適合義務化を導入し、住宅について、適合義務化の枠をはめていく、その第一歩を宣言することが一つの論点。

○小・中規模住宅について、省エネ基準適合義務化をしないまでも、何かインセンティブで誘導していく方法というのがいいのでは。

○消費者はインセンティブをどの程度知っているのか。事業者目線で決めていないか。

○府民がどの程度知っているか調査できるか。

○お金を使わずに、ツイッターやフェイスブックなどを利用して周知するのはどうか。

○冬に気温が下がりにくい家は、健康面でどれぐらい影響が違うのかという研究がある。その結果を居住者にアピールして、断熱性能の高い家を選んでもらおうということを今やっている。住宅のラベリングに断熱性能を掲載することによりインセンティブをつけられないか。

○住宅で省エネへの努力をすれば、何かのインセンティブがあることが考えられないか。インセンティブは、必ずしもお金ではない。

○環境配慮した住宅を提供できる事業者であるというのを、何らかの形で認める、あるいは、そういう事業者だと情報提供をする仕組みを構築できないか。

○住宅の改修での環境配慮についてどのように考えるか。

○新築だけではだめで、改修も対象とすることが必要。

Ⅲ．ラベリング制度（BEE値について）

【委員】

○CASBEEのBEE値が下がっているが、全体のモチベーションを上げるようラベリングがうまくいけばよい。

○2,000㎡に届出規模を引き下げた後も、トレンドとしてBEE値は下がっているので、届出計画書の仕組みとして、より環境へ配慮するというインセンティブがまだ弱いと思う。届出規模拡大の議論と一緒に、検討してもらいたい。

○人目に触れる機会の増加として、賃貸住宅でその賃貸の際に借り主に見させることはできないか。

○ラベルが事業者目線。住む人にとってどんな得があるか目に触れる機会を増やすため、不動産の標準契約書に入れてもらってはどうか。

○大阪府の環境性能表示を知っているか、家を借りるときのその指標として、これを参考にしてますかというのを聞いてみてはどうか。

○ＣＯ２削減、省エネ対策では、消費者の心は動かないと思う。例えば、家電量販店では、冷蔵庫を買いかえたら電気代○○円安くなると表示されている。

○300㎡ぐらいまで届出規模を下げて、ほとんどのアパートマンションがかかるようにすべき。

○不動産売買と賃貸の説明のところで、本当はできるとよい。不動産そのものに表示があるというのが大事。

○ラベリング制度は、エネルギー消費がどれだけ節約できるかという表示が必要。横浜市は省エネ削減率を値で出している。何らかのこれだけお得になるという数値は出したほうがいい。

○京都市が実施している工事現場全体の表示はあってもいいのかなと思う。

○今はお金がかかるけど、長く快適に住めるということを情報として出せるような仕組みはないか。今いいものを作っておくと得ですよという情報が伝わる工夫。

○横浜市だけ環境性能表示に健康が入っている。

○重点評価項目に健康、燃費を追加するよう検討してはどうか

○健康、安全、資産価値の向上とか、快適性の実現がわかるものを表示できないか。

○当面、現実的に対応するのに将来こういう方向に向かうというところ、ビジョン・イメージ等があるが、暫定的にこのようにやりますという、記載があるほうがいい。

Ⅳ．導入検討の義務がある再生可能エネルギー源利用設備の導入状況について

【委員】

○再生可能エネルギーについては、検討義務と設置義務の間が無いのか。

○検討義務を設置義務に格上げする可能性はないか。ただし、かなり大きな規模。一戸建ての戸建てに関しては、検討義務を課してもいいのでは。

○大規模や戸建てはペイできるようになっている。エネルギー消費の何％を再生エネルギーにしなさいとかできないか。自分のところだけで無理な場合は外から調達。

○イギリスは消費エネルギーの10％となっている。その国の施策でいうと、全部設置。

○建築は文化としての部分もあるので設計の多様性も残しておくべきである。

（２）大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰について

【委員】

○特に異論はない。ただ節電賞募集の休止理由が節電をしなくいいと府民等に捉えられないか。

○節電をがんばって行っている事業者については、温暖化対策部門で評価するという理解でいいか。

【事務局】

○温暖化対策としてエネルギー使用量を抑制するという観点から節電の取組みも重要である、節電対策を含めて温暖化賞全体の中で優秀な取組を評価していくことになる。賞の審査の際、本部会において内容ご審議いただきたい。

以上